

(評議員の報酬等)

第八条 評議員の報酬については、各年度の総額が5万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

定款 第二章 評議員 より抜粋

(役員報酬等)

第二十一条 理事及び監事に対して評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

定款 第四章 役員及び職員 より抜粋

(役員等に支給する報酬)

第一条 定款第八条及び第二十一条の10に規定する役員等に支給する報酬（費用弁償額）は次の通りとする。

評議員会、理事会及び監査会出席1回につき1万円。

定款細則 より抜粋